



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

OTC 薬でのニコチン依存症管理料の算定は認められないとする問題について

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

これは大変重要な事柄であり、いまだに地方の支払基金によっては誤解をしているところが散見されます。このため、日本禁煙学会といたしまして、下記の通りご返事をいたします。

市販のニコチンガムを勧めることは「混合診療」に該当するかどうかという問題とさせていただきます。

まず、ニコチネル TTS やチャンピックスを処方しない状態でも算定できる根拠として、ご存じのとおり「禁煙治療のための標準手順書 第 8.1 版」の中の

「保険診療における禁煙治療で薬剤の使用は必須ではありません。薬剤を使用しなくても行動療法など、ニコチンの精神依存に対する治療は効果的であるため、積極的な治療に取り組んでください」

の部分があると思います。

ここで大事なのは「行動療法など」のところであると私どもは考えています。ニコチンガムを勧めたか勧めていないかに関わらず、まず行動療法や認知行動療法を行なったかどうかを算定する上で大切な部分だと思います。

そのため日本禁煙学会では、どのような行動療法を行なったかのカルテ記載やレセプトの病状詳記も場合によっては必要と考えております。

さて、次にこのときにニコチンガムのような市販薬を勧めることが「混合診療」にあたるかどうかの問題があるかと思えます。

厚生労働省のウェブサイトによれば、

「混合診療（保険診療と保険外診療の併用）」と定義されています。

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/heiyou.html>

保険診療と保険外診療を原則併用してはいけないというルールが存在するわけです。

医師が「OTC薬の購入を助言する」のは、面接指導の一環ですから保険診療です。

患者さんが「薬局でOTC薬を購入する」のはそもそも診療ではありませんから保険外診療になりようがありません。

したがって、保険診療の中で医師がOTC薬の購入を助言して患者さんがOTC薬を購入することは、混合診療の定義から外れると考えられます。

なお、保険請求のあり、必ずしもニコレットの使用を指示した旨は詳述する必要はありません。医師が助言したからといって OTC 薬を購入する主体は患者さんですので、医療機関では

「禁煙補助薬品薄のため、『禁煙治療のための標準手順書 8.1 版』に則って処方を行わなかった」と事実だけを症状詳記すれば足ります。

以上がこの問題の論点となると思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。
何かこれで問題があるようなら、日本禁煙学会にお問い合わせ下さい。

2022 年 2 月 18 日